

国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(40)5556

栃木年金事務所

☎0282(22)6074、4134

これから国民年金を受けようとしている60歳以上65歳未満の方へ

あなたも国民年金を増やしませんか？

このため、国民年金にはご本人の申し出により60歳から65歳未満の5年間（65歳までに受給資格を満たせない場合は70歳になるまで）、保険料を納めることで老齢基礎年金を増やすことができる「任意加入制度」があります。（申し出のあった日から加入となり、その月分から保険料を納付いただけます。）

国民年金の任意加入の対象者は？

（老齢基礎年金を増やしたい方など）

次の①～③の「すべての条件」を満たす方が任意加入の対象者となります。

- ① 国内に住所を有する
60歳以上65歳未満の方
- ② 老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない方
- ③ 20歳から60歳までの国民年金保険料の納付月数が480月未満の方

毎月の保険料はいくら？

国民年金の保険料は月額15,250円（平成26年度）です。納付方法については、原則口座振替になります。

任意加入のメリットは？

○納付月が多いほど年金額が増えます

老齢基礎年金は、保険料の納付月に応じて支給される仕組みになっていきます。このため、国民年金の任意加入により納付月数が多くなれば、老齢基礎年金を多く受け取ることができます。

○長生きするほどお得です

任意加入で納める保険料の総額とこれに見合う年金の受け取りに必要な期間は、65歳から年金を受け取った場合、任意加入期間の長短には関係なく一律に74・5歳（平成26年度ベース）です。これよりも長生きするほど生涯の受け取る年金額も多くなります。

▼たとえば、平成26年7月に任意加入し、加入年数を5年間と仮定した場合の保険料納付額と年金増加額は次のとおりです。（平成26年度ベース）

・5年間の保険料納付額（総額）

915,000円

受け取る年金の増加額（年額）

96,600円

▼65歳から年金を受け取り、平均寿

命（厚生労働省が公表した「平成24年簡易生命表」）まで長生きされた場合の年金の増加額は次のとおりです。

・男性（平均寿命79・94歳）↓

96,600円×14・94年

＝約144万円

・女性（平均寿命86・41歳）↓

96,600円×21・41年

＝約207万円

このように、国民年金の任意加入制度は我が国の長寿社会への適応とより豊かな老後を過ごすうえでも有効な制度といえます。

○任意加入で納められた国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、節税につながります。

手続きは市民課窓口で

■手続き先

市民課（国分寺庁舎）

■持参するもの

年金手帳

通帳（口座振替用）

印鑑（通帳の届出印）

※右記以外の書類が必要になる場合があります。事前に市民課または栃木年金事務所へご確認をお願いします。

国民年金の「任意加入制度」とは？

現在、老齢基礎年金は、満額で772,800円（年額）ですが、これを受け取るためには20歳から60歳までの40年間（480月）の国民年金保険料を完納しなければなりません。

昭和61年3月以前のサラリーマン世帯の専業主婦や平成3年3月以前の学生については、国民年金に加入するかどうかはご本人の意思で決められていました。このような期間は、年金の受給資格期間として入れることができますが、年金額には反映されない期間になります。

このように、国民年金に加入していなかった期間や、やむを得ない事情により国民年金保険料を納められなかった期間がある場合は、その期間に応じて年金額も少なくなります。